

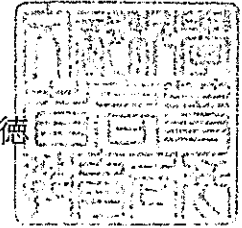


2 文科高第 5 1 4 号  
令和 2 年 9 月 3 0 日

各 国 公 私 立 大 学 長  
独立行政法人大学入試センター理事長  
各 都 道 府 県 知 事  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳



(印影印刷)

外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件(昭和56年文部省告示第153号)の一部を改正する件(令和2年文部科学省告示第126号)について(通知)

この度、別添1のとおり、「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件(昭和56年文部省告示第153号)の一部を改正する件」(令和2年文部科学省告示第126号)が、令和2年9月30日に公布され、同日から施行されることになりました。

この告示では、我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として、新規指定1件の告示を行いました。各大学等におかれましては、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

なお、御参考までに、別添2として今回の改正後の「外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件」を、別添3として参照条文を、別添4として「日本国内にあるインターナショナルスクールの指定について」(日本語版)を、別添5として同英語版をそれぞれ添付いたしますので、併せて御利用ください。

本件担当 文部科学省高等教育局大学振興課法規係  
電話 03(5253)4111(内線3338)

○文部科学省告示第二百二十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定に基づき、昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和二年九月三十日

文部科学大臣 萩生田 光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二(第四号関係)

名称	カナディアン・インターナショナルスクール	位置	東京都	備考	
[略]		[略]		[略]	
名称	グローバルインディアンインターナショナルスクールジャパン	位置	東京都	備考	平成二十四年四月一日以降に当該課程を修了した者に限る。
[略]		[略]		[略]	

別表第三(第五号関係)

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

別表第二(第三号関係)

名称	カナディアン・インターナショナルスクール	位置	東京都	備考	
[同上]		[同上]		[同上]	

別表第三(第四号関係)

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部省告示第百五十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者の指定（昭和五十四年文部省告示第百四十三号）は、廃止する。

昭和五十六年十月三日

文部大臣 田中 龍夫

一 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。）に合格した者で、十八歳に達したもの

二 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表第一の上欄及び中欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係る教育をもつて編成される当該課程を修了したもの

三 外国において、高等学校に対応する学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十一

年以上の課程を修了したとされるものであることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを修了した者

四 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものに限る。)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了した者

五 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程(その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものを除く。)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第三に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第二号の準備教育を行う課程を修了したもの

別表第一(第二号関係)

名称(所在地)	名称(所在地)	名称(所在地)
中国帰国者定着促進センター(埼玉県)	北海道中国帰国者自立研修センター(北海道)	埼玉県中国帰国者自立研修センター(埼玉県)
大阪中国帰国者定着促進センター(大阪府)	山形県中国帰国者自立研修センター(山形県)	千葉県中国帰国者自立研修センター(千葉県)
福岡中国帰国者定着促進センター	埼玉県中国帰国者自立研修センター	東京都中国帰国者自立研修センター

↓  
(福岡県)

---

センター(埼玉県)	センター(東京都)
千葉県中国帰国者自立研修センター(千葉県)	神奈川県中国帰国者自立研修センター(神奈川県)
東京都中国帰国者自立研修センター(東京都)	愛知県中国帰国者自立研修センター(愛知県)
神奈川県中国帰国者自立研修センター(神奈川県)	京都府中国帰国者自立研修センター(京都府)
長野県中国帰国者自立研修センター(長野県)	大阪府中国帰国者自立研修センター(大阪府)
愛知県中国帰国者自立研修センター(愛知県)	広島県中国帰国者自立研修センター(広島県)
京都府中国帰国者自立研修センター(京都府)	福岡県中国帰国者自立研修センター(福岡県)
大阪府中国帰国者自立研修センター(大阪府)	
広島県中国帰国者自立研修センター(広島県)	

---

別表第二（第四号関係）

名	称	位置	備考
インスチット・エドウカレ（名称変更前のエスコ ーラ・ピンゴ・デ・ジエンテを含む。）	ンター（広島県）	茨城県	平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。
エスコーラ・エ・クレシエ・ド・グループ・オピソ ン	福岡県中国帰国者自立研修セ ンター（福岡県）	茨城県	平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。
インスチット・エドカシヨナル・ジエンテ・ミウ ーダ		群馬県	平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。
インスチット・エドカシヨナル・セントロ・ニツ ポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ		群馬県	平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ各種学校（名称変更前のエス コーラ・パラレロ 太田校を含む。）		群馬県	平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。
伯人学校イーエーエス太田（名称変更前のコレージ		群馬県	平成十八年二月六日以降に当該



オ・ピダゴラス・ブラジル 太田校を含む。)									課程を修了した者に限る。
エスコーラ・インテルクートウラウ・ウニファイカー ダ・アルコ・イリス		埼玉県							
各種学校インスチトゥト エドウカシオナル テイ ー・エス レクレアソン		埼玉県						平成二十六年十二月八日以降に 当該課程を修了した者に限る。	
コロンビア・インターナショナルスクール		埼玉県							
インディア・インターナショナル・スクール・イン ・ジャパン		東京都						平成二十三年四月一日以降に当 該課程を修了した者に限る。	
インドネシア学校東京		東京都							
カナディアン・インターナショナルスクール		東京都							
グローバルインディアインターナショナルスクー ルジャパン		東京都						平成二十四年四月一日以降に当 該課程を修了した者に限る。	
東京韓国学校中・高等部 (名称変更前の東京韓国学 校を含む。)		東京都							
東京国際フランス学園 (名称変更前のリセ・フラン コ・ジャポネ・ド・トウキョウ及びリセ・フランコ		東京都							

	・ジャポネ・ド・東京 柳北校を含む。）		
	東京中華学校	東京都	
	東京横浜独逸学園	神奈川県	
	横浜中華学院	神奈川県	
	アルプス学園（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 山梨校を含む。）	山梨県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
	コレージオ・エ・クレシエ・サウ・エ・ルス	長野県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
	長野日伯学園（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 長野校を含む。）	長野県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
	コレージオ・イザキ・ニュートン	岐阜県	
	セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エターパ	岐阜県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
	ソシエダーデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
HIRO学園 エスコーラ ブラジレイラ プロフ		岐阜県	平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。

		エソール カワセ（名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセを含む。）			課程を修了した者に限る。
		エスコーラ・アウカンセ	静岡県		
		エスコーラ・ノヴァ・エラ	静岡県		
		エスコーラ・ブラジル（名称変更前のエスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツを含む。）	静岡県		平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
		セントロ・エドカシヨナル・イ・プロフィシオナリ ザンチーCEP ブラジル	静岡県		
		伯人学校イーエーエス浜松（名称変更前のエスコーラ・アレグリア・デ・サベール 浜松校を含む。）	静岡県		平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
		ムンド・デ・アレグリア学校（ブラジル課程に限る。）	静岡県		平成二十五年一月三十一日以降に当該課程を修了した者に限る。
		エスコーラ・サンパウロ	愛知県		平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。
		エスコーラ・ネクター	愛知県		平成十八年二月六日以降に当該課程を修了した者に限る。

<p>コレージュオ・ブラジル―ジャポン・プロフェソール ・シノダ</p>	<p>愛知県</p>	<p>課程を修了した者に限る。</p>
<p>伯人学校イーエーエス豊田（名称変更前のエスコ― ラ・アレグリア・デ・サベール 豊田校を含む。）</p>	<p>愛知県</p>	<p>平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。</p>
<p>伯人学校イーエーエス豊橋（名称変更前のエスコ― ラ・アレグリア・デ・サベール 豊橋校を含む。）</p>	<p>愛知県</p>	<p>平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。</p>
<p>伯人学校イーエーエス碧南（名称変更前のエスコ― ラ・アレグリア・デ・サベール 碧南校を含む。）</p>	<p>愛知県</p>	<p>平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。</p>
<p>ニッケン学園</p>	<p>三重県</p>	
<p>伯人学校イーエーエス鈴鹿（名称変更前のエスコ― ラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校を含む。）</p>	<p>三重県</p>	<p>平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。</p>
<p>日本ラチーノ学院（名称変更前のコレージュオ・ラテ イーノ・デ・シガを含む。）</p>	<p>滋賀県</p>	<p>平成十八年二月六日以降に当該 課程を修了した者に限る。</p>
<p>備考 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校</p>		

教育における十二年の課程を修了したとされるものに限る。)と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた次の表に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、十八歳に達したものは、学校教育法施行規則第二百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者とする。

校	コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 真岡	栃木県	平成十八年二月六日から平成二十一年十二月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ 伊勢崎校		群馬県	平成十八年二月六日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカシヨナル・カナリーニョ	埼玉県	埼玉県	平成十八年二月六日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
セントロ・デ・アプレンジザージエン・ロ ゴス	埼玉県	埼玉県	平成十八年二月六日から平成二十二年四月一日までの間に当該

エスコーラ・パラレロ 伊那校	長野県	課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカシヨナル・ノヴオ・ダマスコ	長野県	平成十八年二月六日から平成十八年十二月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
インスチット・エドカシヨナル・エマヌエウ	岐阜県	平成十八年二月六日から平成十九年九月十四日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタウ・エ・エンシーノ・メデイオ	静岡県	平成十八年二月六日から平成十九年十月三十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ	静岡県	平成十八年二月六日から平成二十一年十月五日までの間に当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 浜松	静岡県	平成十八年二月六日から平成二十

別表第三（第五号関係）

名	称	位置	備考
京都韓国中学		京都府	平成十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。
校	コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 愛知	愛知県	平成十八年二月六日から平成二十四年五月八日までの間に当該課程を修了した者に限る。
	コレージオ・ドン・ボスコ	愛知県	平成十八年二月六日から平成二十三年三月十一日までの間に当該課程を修了した者に限る。
	コレージオ・アウレオ	愛知県	平成十八年二月六日から平成二十二年五月十五日までの間に当該課程を修了した者に限る。
	校		十四年五月八日までの間に当該課程を修了した者に限る。

ムンド・デ・アレグリア学校（ペルー課程に限る。）

静岡県

備考

我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十二年の課程を修了したとされるものを除く。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた次の表に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、第二号の準備教育を行う課程を修了し、かつ、十八歳に達したものは、学校教育法施行規則第二百五十条第一号の規定により、外国において学校教育における二年の課程を修了した者に準ずる者とする。

エスコーラ・エ・クレシエ・ド・グループ・オピソン	茨城県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ピンゴ・デ・ジエンテ	茨城県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 真岡校	栃木県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
インスチトゥート・エドカシヨナル・ジエン	群馬県	平成十八年二月五日までに当該



テ・ミウーダ			コース インスチット・エドカシヨナル・セント ロ・ニツポ・ブラジレイロ・デ・オイズミ	群馬県	課程を修了した者に限る。
更前のエスコーラ・パラレロ 東村校を含む。 む。)			エスコーラ・パラレロ 伊勢崎校（名称変更）	群馬県	課程を修了した者に限る。
エスコーラ・パラレロ	太田校	群馬県	課程を修了した者に限る。		
校 コレージオ・ピタゴラス・ブラジル	太田	群馬県	課程を修了した者に限る。		
セントロ・エドカシヨナル・カナリーニョ	埼玉県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。			
セントロ・デ・アプレンジザージェン・ロ ゴス	埼玉県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。			
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル	山梨県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。			
校	山梨県	課程を修了した者に限る。			

エスコーラ・パラレロ 伊那校	長野県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージュ・エ・クレシエ・サウ・エ・ルス	長野県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージュ・ピタゴラス・ブラジル 長野校	長野県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
インスチテート・エドカシヨナル・エマヌエウ	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ブラジレイラ・プロフェソール・カワセ	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
セントロ・エドカシヨナル・ノヴァ・エタ―パ	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
ソシエターデ・エドカシヨナル・ブラジリアン・スクール	岐阜県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール	静岡県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
浜松校		

エスコーラ・サンパウロ	愛知県	平成十八年二月五日までに当該
碧南校	愛知県	課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール	愛知県	平成十八年二月五日までに当該
豊橋校	愛知県	課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール	愛知県	平成十八年二月五日までに当該
豊田校	愛知県	課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール	愛知県	平成十八年二月五日までに当該
校	静岡県	課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 浜松	静岡県	平成十八年二月五日までに当該
エスコーラ・ブラジレイラ・デ・ハママツ	静岡県	課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ニッポ・ブラジレイラ	静岡県	平成十八年二月五日までに当該
ウ・エ・エンシーノ・メデイオ	静岡県	課程を修了した者に限る。
エスコーラ・ウノ・デ・エデュカソン・インファンチウ・エンシーノ・フンダメンタ	静岡県	平成十八年二月五日までに当該

附 則（平成十一年九月三日文部省告示第百六十四号）

エスコーラ・ネクター	愛知県	課程を修了した者に限る。
コレージオ・アウレオ	愛知県	課程を修了した者に限る。
コレージオ・ドン・ボスコ	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ピタゴラス・ブラジル 愛知校（名称変更前のコレージオ・ピタゴラス・ブラジル 半田校を含む。）	愛知県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
エスコーラ・アレグリア・デ・サベール 鈴鹿校	三重県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。
コレージオ・ラティノー・デ・シガ	滋賀県	平成十八年二月五日までに当該課程を修了した者に限る。

1 この告示は、平成十一年九月三日から施行する。

2 改正前の別表第一に掲げる教育施設における我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）は、この規定による改正後の第二号の規定により指定された準備教育課程とみなす。

附 則（平成十二年十二月十一日 文部省告示第百八十一号） 抄

（施行期日）

1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十五日 文部科学省告示第百四十六号） 抄

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成二十年七月二十四日 文部科学省告示第百二十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年七月十五日 文部科学省告示第百十七号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十日 文部科学省告示第六十一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月十八日 文部科学省告示第百六十号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別表第二東京韓国学校中・高等部（名称変更前の東京韓国学校を含む。）の項の次に次のように加える改正規定及び同表リセ・フランコ・ジャポネ・ド・東京 柳北校（名称変更前のリセ・フランコ・ジャポネ・ド・トウキョウを含む。）の項を削る改正規定は、平成二十四年八月一日から適用する。

附 則（平成二十七年三月十三日 文部科学省告示第五十号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日 文部科学省告示第七十四号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年一月三十一日 文部科学省告示第十号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十八日 文部科学省告示第五十六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年九月三十日 文部科学省告示第百二十六号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 【参照条文】

## ○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 （略）

## ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（抄）

第150条 学校教育法第90条第1項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

二～七 （略）

## ○外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件（昭和56年文部省告示第153号）（抄）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1号の規定により、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。（略）

一～三 （略）

四 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における12年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第二に掲げる教育施設の当該課程を修了した者

五 （略）

別表第一～第三 （略）

# 日本国内にあるインターナショナルスクールの指定について

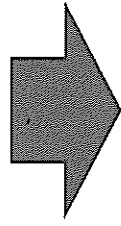


文部科学省

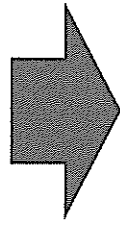
日本国内に所在するインターナショナルスクール（外国人学校）について、当該施設が文部科学大臣の指定を受けることにより、当該施設の課程を修了した者に日本の大学入学資格が認められます。その指定に係るプロセスは以下のとおりです。

詳細な手続きについては文部科学省大学振興課（daigakuc@mext.go.jp）までお問合せください。

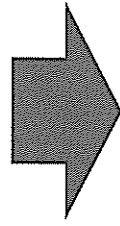
① 各国の在日大使館が当該インターナショナルスクールの存在を確認



② 当該外国の本国または在日大使館が、当該インターナショナルスクールの課程について、「本国の高等学校の課程に相当する」ことを認定



③ 各国の在日大使館が文部科学省に対し、上記について確認した旨の文書を送付



④ 文部科学省において告示を改正 → 指定完了



## Designating international schools in Japan

---

The Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) designates international schools in Japan, thereby granting eligibility for admittance to Japan's universities to those who have completed the courses of such schools. The designation process is as follows:

Please contact MEXT's University Promotion Division ([daigakuc@mext.go.jp](mailto:daigakuc@mext.go.jp)) for details.

①

The national government's embassy in Japan confirms the existence of the international school.



②

The corresponding national government or that government's embassy in Japan certifies that the international school's coursework "is equivalent to the coursework of the high school in that country."



③

The corresponding embassy in Japan sends a document to MEXT vouching for the above.



④

MEXT revises its ministerial bulletin. → Designation is completed.